

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(休暇の種類) 第15条 2 (2) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項第1号、 <u>第2号、第4号、第5号</u> 、第8号、第11号、第12号、第17号、第18号及び第21号に掲げる場合 3 (1) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項 <u>第3号、第5号の2</u> から第7号まで、第15号、第16号及び第19号に掲げる場合	(休暇の種類) 第15条 2 (2) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項第1号、 <u>第2号</u> 、第8号、第11号、第12号、第17号、第18号及び第21号に掲げる場合 3 (1) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項 <u>第3号</u> から第7号まで、第15号、第16号及び第19号に掲げる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条第2項第2号及び同条第3項第1号の規定は、令和2年4月1日から適用する。